

○津別町農業委員会委員の定数条例

(平成 28 年 9 月 20 日条例第 29 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、津別町農業委員会委員の定数を定めるものとする。

[農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 2 項]

(定数)

第 2 条 津別町農業委員会委員の定数は、11 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(津別町農業委員会選挙による委員の定数条例の廃止)

2 津別町農業委員会選挙による委員の定数条例(昭和 32 年条例第 38 号)は、廃止する。